

工事整備対象設備等着工届出書の概要及び届出方法等

届出書の概要

甲種消防設備士は、消防用設備等または特殊消防設備等の工事をしようとするとき、その工事に着手しようとする日の 10 日前までに工事整備対象設備等の種類、工事の場所その他必要な事項を消防長又は消防署長に届け出なければなりません。

届出方法等

届出時期

工事に着手しようとする日の 10 日前まで。

届出先

工事の場所を所轄する消防署

(詳しくは[防火対象物に関する届出先](#)を御覧ください。)

添付書類

- 見取図
- 配置図
- 設備概要表
- 平面図等

必要に応じて、その他の図面等の添付を求めますので、届出先に御確認
ください。